

2024 下期 技能講習・特別教育・安全衛生教育プログラム (2024年7月～12月)

「事業主様」も「個人の方」も技術力向上と未来のステップアップとして、まずは資格取得からスタートしませんか？
宮城教習センターでは、安全第一をモットーにベテラン講師陣が、親切・丁寧に資格取得をサポートいたします。

↑
ライセンスを取得して
未来へステップアップ！

労働安全衛生法に基づく 資格取得のご案内

新たな
技術・技能を
力強く全力でサポート
いたします。

建設・物流業界をはじめ、
様々な業界に
必要な資格
です。



この作業には法令により「技能講習」「特別教育」「安全衛生教育」の資格取得が義務付けられています。

技能講習

- 車両系建設機械【整地等】運転(機体質量3t以上)
- 車両系建設機械【解体用】運転(機体質量3t以上)
- 不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)
- 玉掛け(吊り上げ荷重1t以上の玉掛け)
- 床上操作式クレーン運転(吊り上げ荷重5t以上)
- ガス溶接
- 小型移動式クレーン運転(吊り上げ荷重1～5t未満)
- 高所作業車運転(作業床高さ10m以上)
- フォークリフト運転(最大荷重1t以上)

作業主任者技能講習

- 地山の掘削及び土止め支保工作業
- 足場の組立て等作業 ● 型枠支保工の組立て等作業
- 建築物等の鉄骨組立て・解体等作業
- コンクリート造の工作物の解体等作業
- 木造建築物の組立て等作業
- はい作業 ● 採石のための掘削作業

●印は、人材開発支援助成金対象講座です。(→4ページ参照)

特別教育

- 小型車両系建設機械【整地・運搬・積込・掘削用】(機体質量3トン未満)
- 締固め機械【ローラー】(機体質量制限なし)
- 伐木等の業務(チェーンソー、伐木業者)
- 自由研削といし(研削といしの取替え等)
- 高所作業車(作業床高さ2～10m未満) ● クレーンの運転(5t未満)
- 巻上げ機(ウインチ)の運転 ● 機械研削用と石の取替え等(出張のみ)
- アーク溶接(アーク溶接作業) ● 石綿使用建築物等解体業務
- 粉じん作業 ● 酸素欠乏危険作業(2種) ● 低圧電気取扱業務
- 足場の組立て作業従事者 ● フルハーネス型墜落制止用器具使用作業
- テールゲートリフターの操作業務

安全衛生教育

- 職長・安全衛生責任者
- 職長・安全衛生責任者能力向上(5年以上経験者建設業対象)
- 振動工具 ● 刈払機
- 車両系【整地等】安全衛生教育(5年経過後の再教育)
- 木造建築物解体作業指揮者 ● 丸のご取扱業者
- はい作業従事者安全衛生教育 ● 熱中症予防安全衛生教育
- 締固め機械【ローラー】安全衛生教育(5年経過後の再教育)

宮城労働局長登録教習機関
キャタピラー教習所株式会社

宮城教習センター

〒989-2421 宮城県岩沼市下野郷字西原202

TEL.0223-29-3911 FAX.0223-29-3922

インターネットからも予約ができます。

キャタピラー教習所

検索

<http://cot.jpncat.com/>



技能講習 (受講資格と受講料)

労働安全衛生法第61条

※建設機械施工技士を保有し、一部科目の免除を希望する方は保有する種別を明らかにしてお問い合わせください。(弊センターで実施していない講習もあります。また適用する際は施工士の添付が必要です。)
 ※特別教育修了後、3ヶ月以上の運転経験がある方については申込書の他に、別途一部免除申請書と特定自主検査の写し等が必要となります。(あらかじめご相談ください。)



車両系建設機械


(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

助成金対象講座

第25-839号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 2,300円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
38時間	◆建設機械の運転経験のない方	5日	112,700円	115,000円
14時間	◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆不整地運搬車運転技能講習修了者	2日	46,700円	49,000円
	◆大型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、尚かつ特別教育修了後、小型車両系建設機械の運転経験3ヶ月以上ある方 (申込書の他に、一部免除申請書、特定自主検査(写し)等が必要になります。)			



小型移動式クレーン

助成金対象講座

第25-836号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 2,300円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
20時間	◆未経験者で他の資格のない方	3日	39,700円	42,000円
16時間	◆クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士のいずれかの運転士免許をお持ちの方 ◆床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ◆玉掛け技能講習修了者	3日	35,700円	38,000円



車両系建設機械

(解体用)

助成金対象講座

第25-840号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 1,700円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
5時間	◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	1日	23,300円	25,000円




高所作業車

助成金対象講座

第25-842号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 2,300円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
14時間	◆車両系建設機械運転、不整地運搬車運転、フォークリフト運転等のいずれかの技能講習修了者	2日	49,700円	52,000円
	◆大型特殊自動車・大型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者			
12時間	◆移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ◆小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日	45,700円	48,000円



不整地運搬車

助成金対象講座

第25-841号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 2,300円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
11時間	◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)又は(解体用)運転技能講習修了者	2日	42,700円	45,000円
	◆大型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、尚かつ特別教育修了後、小型車両系建設機械又は小型不整地運搬車の運転経験3ヶ月以上ある方 (申込書の他に、一部免除申請書、特定自主検査(写し)等が必要になります。)			




フォークリフト

助成金対象講座

第25-838号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 2,300円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
35時間	◆自動車運転免許のない方で、フォークリフト運転経験のない方	5日	47,700円	50,000円
31時間	◆大型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、フォークリフト運転経験のない方	4日	37,700円	40,000円
15時間	◆自動車運転免許のない方で、特別教育修了後1ト未満のフォークリフトの運転経験6ヶ月以上の方 ◆大型特殊自動車運転免許保有者	3日	29,700円	32,000円
11時間	◆大型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、尚かつ特別教育修了後フォークリフトの運転経験3ヶ月以上の方 (申込書の他に、一部免除申請書、特定自主検査(写し)等が必要になります。)	2日	27,700円	30,000円



玉掛け

助成金対象講座

第25-843号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 2,300円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
19時間	◆玉掛け業務経験のない方	3日	25,700円	28,000円
15時間	◆クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士のいずれかの運転士免許をお持ちの方 ◆小型移動式クレーン運転技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	3日	22,700円	25,000円



作業主任者 労働安全衛生法第14条

※資格: 満21歳以上で実務経験が3年以上の方で、かつこれを申込書にて事業主の証明ができる方(経歴の発生は満18歳より有効)

有効期限2028年12月

●助成金対象講座

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
17時間	●地山の掘削及び土止め支保工作業 第25-844号	3日	33,700円	36,000円
13時間	●足場の組立て等作業 第25-846号 ※実務経験証明の期間にH29年7月1日以降を含む場合は特別教育修了証の添付が必要です。(特別教育修了証のない方は、H29年6月30日までに1年以上3年以上の実務経験が必要)	2日	19,700円	22,000円
	●型枠支保工の組立て等作業 第25-845号			
11時間	●建築物等の鉄骨組立て、解体等作業 第25-847号	2日	19,700円	22,000円
13時間	●コンクリート造の工作物の解体等作業 第25-848号	2日	19,700円	22,000円
13時間	●木造建築物の組立て等作業 第25-849号	2日	19,700円	22,000円
13時間	○採石のための掘削作業 第27-0611-1号	2日	19,700円	26,000円
12時間	○はい作業 第27-0611-2号	2日	19,700円	22,000円

●は助成金対象講座(→4ページ参照)
 ※合計金額と受講料の差額がテキスト代となります。



床上操作式クレーン

助成金対象講座

第25-835号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 2,300円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
20時間	◆未経験者で他の資格のない方	3日	41,700円	44,000円
16時間	◆移動式クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士のいずれかの運転士免許をお持ちの方 ◆小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習修了者	3日	37,700円	40,000円



ガス溶接

助成金対象講座

第25-837号
有効期限2028年12月

※テキスト代: 1,100円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+テキスト代合計
13時間	◆資格、経験とも問いません	2日	22,900円	24,000円

特別教育・安全衛生教育 (受講資格と受講料)

※下記の受講料・テキスト代には消費税が含まれていません。
 ※受講時間には審査時間が含まれておりません。
 実際の講習時間は休憩と審査時間がプラスとなります。

講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	受講時間	受講料 (テキスト代含む)
小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	機体質量3トン未満	13時間 (2日間)	20,000円 助成金対象
締固め機械 (ローラー)	機体質量制限なし	10時間 (1.5日間)	24,000円 助成金対象
伐木等の業務 (チェーンソー)	伐木業務・かかり木処理業務従事者	18時間 (2.5日間)	27,000円
自由研削といし	研削といしの取替え等	6時間 (1日間)	15,000円 助成金対象
高所作業車 (10m未満)	作業床高さ2m以上 10m未満	9時間 (1.5日間)	22,000円 助成金対象
クレーンの運転 (5t未満)	つり上げ荷重5トン未満	13時間 (2日間)	22,000円 助成金対象
巻上げ機 (ウインチ) の運転	巻上げ機の運転従事者	10時間 (2日間)	22,000円 助成金対象
機械研削用と石の取替え等 (出張のみ)	機械研削と石交換者	10時間 (2日間)	18,000円
アーク溶接	アーク溶接作業	21時間 (3日間)	30,000円 助成金対象
石綿使用建築物等解体業務	石綿解体業務従事者	4.5時間 (1日間)	14,000円 助成金対象
粉じん作業	粉じん作業従事者	4.5時間 (1日間)	14,000円 助成金対象
酸素欠乏危険作業 (2種)	酸素欠乏危険作業従事者	5.5時間 (1日間)	14,000円 助成金対象
低圧電気取扱業務	交流電圧600V以下の電路の敷設・修理・清掃・開閉器の操作の業務従事者	14時間 (2日間)	24,000円 助成金対象
足場の組立て等の業務	足場組立等作業従事者	6時間 (1日間)	16,000円 助成金対象
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業	高さ2m以上で作業床の設置が困難な場所において、昇降器具より身体を保持しつつ仕事をする作業従事者	6時間 (1日間)	15,000円 助成金対象
テールゲートリフターの操作業務	テールゲートリフターによる荷役作業の業務	6時間 (1日間)	16,000円

特別教育
 [労働安全衛生法第59条]

職長・安全衛生責任者	建設業の安全衛生責任者及び職長 (労働者を直接指導・監督する方)	14時間 (2日間)	25,000円
職長・安全衛生責任者能力向上	職長・安全衛生責任者修了後概ね5年経過した方	6時間 (1日間)	14,000円
振動工具	振動工具取扱い作業従事者	4時間 (0.5日間)	14,000円
刈払機	刈払機取扱い作業従事者	6時間 (1日間)	14,000円
車両系 (整地等) 安全衛生教育	技能講習修了後5年経過後の再教育	6時間 (1日間)	14,000円 助成金対象
木造建築物解体作業指揮者	木造建築物解体工事の作業指導者	6時間 (1日間)	14,000円
丸のこ等取扱作業	丸のこ等取扱作業従事者	4時間 (0.5日間)	14,000円
はい作業従事者安全衛生教育	荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育	5時間 (1日間)	14,000円
熱中症予防安全衛生教育	熱中症の予防教育	3.5時間 (0.5日間)	14,000円
締固め機械 (ローラー) 安全衛生教育	特別教育修了後概ね5年経過した方	6時間 (1日間)	14,000円 助成金対象

安全衛生教育
 [労働安全衛生法第60条]

※上記教育は受講人数10名様以上とまれば出張講習も承ります (但し、遠距離出張の場合は宿泊料金を申し受けます)。

人材開発支援助成金 のご案内

助成金を受けることのできる事業主

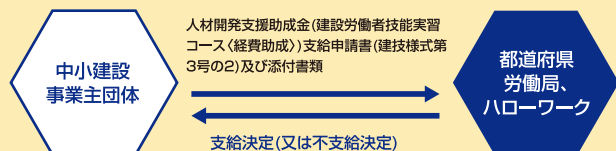
- 下記の3つの条件全てを満たす事業主は、助成金を申請することができます。
 1. 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること
 2. 雇用保険を収めていること
 3. 中小企業であること、または女性従業員が受講すること
- お一人で事業をされる場合や、従業員が家族のみの場合は申請することができません。

●計画書の届出 (不要)

登録教育機関等に委託して実施する場合は助成金を受ける為の計画書の届出は2018年10月1日より不要となりました。

●支給申請書の提出

技能実習を修了した日の翌日から起算して原則2ヶ月以内に、必要書類一式を管轄労働局又は、ハローワーク (公共職業安定所) に提出してください。



●詳細については、管轄労働局・ハローワークの助成金担当部署へお問い合わせください。 宮城労働局 職業安定部 職業対策課 助成金コーナー TEL.022-299-8063

■受講お申し込みから当日までの手続き

1

事前に右記の方法で弊センターへお申し込みください。

ご予約



お電話で

TEL.0223-29-3911

受付時間 9時～12時
13時～17時



FAXで

FAX.0223-29-3922

TELにて空き状況をご確認いただき、**予約を成立**させてください。



インターネットで

<http://cot.jpncat.com/>から、
宮城教習センターのボタンをクリックしてください。

ご予約いただきましたら、受講申込書をダウンロードしていただくか、ご要望があれば弊センターからお送りします。
受講料はありませので講習日当日8時からの受付をお済ませください。2日目以降については講師からご説明いたします。

2

受講お申し込み

◎ダウンロードもしくは弊センターよりお送りした「技能講習申込書」「特別教育・安全衛生教育申込書」は
原本を**10日前まで**到着するように郵送願います。(無理な場合は連絡願います)

●ご注意※受講できる方は満18歳以上の方です。※受講人数に制限がありますので、事前予約制です。
●受講料は**7日前(連休の時は7営業日前)まで**にお振込みください。(振込手数料はご負担のほどお願いいたします)

●受講日当日のキャンセルは受講料の100%をご請求させていただきます。
●受講日が近い講習(インターネットから申し込みできないもの)でも、定員次第で受講可能な場合がございます。
変更及びキャンセルの場合は必ず事前にご連絡ください。先ずはセンターへ連絡をお願いいたします。

3

受講料お振込み

振込先 七十七銀行 仙台空港出張所
普通預金5004187 キャタピラー教習所株式会社

※弊センターでは現金の取扱いはしておりません。
※受講料が未納の場合、講習を受講いただくことはできません。

4

受講(当日)

●開講時間:午前8時25分(受講受付は8時より)
●持参品:筆記用具・公的身分証明書(注)・技能講習修了証ほか資格修了証(免除要件により必要となります)
※教室ではスマホは使用禁止です。
●服装:学科は軽装、実技は作業着・軍手・ヘルメット・安全靴をご持参ください(ヘルメットは貸出し可)
※雨天でも実施いたしますので、カッパ・長靴等をご準備ください。
(注)自動車運転免許証・マイナンバーカード・住民票等(外国籍の方は在留カード) ●昼食は各自ご準備ください。

講習場所ご案内図



東北自動車道 仙台南I.C→仙台南部道路→仙台東部道路
仙台東部有料道路 仙台空港I.Cより約3.5km 約10分
JR仙台駅より 東北本線・仙台空港アクセス線
仙台空港駅下車 仙台空港より徒歩 約15分
JR岩沼駅・館腰駅～仙台空港臨空循環バス 相野釜下車 約5分

アクセス

宿泊施設のご案内

《ご利用の際は、当教習所での講習と伝えてください》

ホテルルートイン名取

宮城県名取市増田字関下37 TEL.022-784-4450

ホテルルートイン名取岩沼インター

宮城県名取市堀内字北竹345-1 TEL.0223-25-2911

バリュー・ザ・ホテル仙台名取

宮城県名取市上余田字千刈田555-1 TEL.022-383-8567

スーパーホテル美田園・仙台エアポート

宮城県名取市美田園2-1-11 TEL.022-208-9020

日本キャタピラー 東北管内拠点名

■青森県	青森営業所 TEL.017-739-4141	■宮城県	仙南営業所 TEL.0223-22-6110
八戸営業所 TEL.0178-28-1701	仙台営業所 TEL.022-237-0070		
弘前営業所 TEL.0172-36-2950	古川営業所 TEL.0229-23-1500		
むつ営業所 TEL.0175-22-2657	石巻営業所 TEL.0225-23-7545		
青森教習センター TEL.017-737-3722	■福島県		
■秋田県	郡山営業所 TEL.0248-63-8480		
秋田営業所 TEL.018-863-8800	いわき営業所 TEL.0246-58-3000		
大館営業所 TEL.0186-48-6221	福島営業所 TEL.024-546-0276		
横手営業所 TEL.0182-32-7791	南相馬営業所 TEL.0244-24-3135		
■岩手県	会津営業所 TEL.0241-22-5045		
盛岡営業所 TEL.019-687-1111	■山形県		
北上営業所 TEL.0197-67-6000	山形営業所 TEL.023-655-2111		
釜石営業所 TEL.0193-27-2211	酒田営業所 TEL.0234-31-4522		
宮古営業所 TEL.0193-69-2840	米沢営業所 TEL.0238-36-0260		
二戸営業所 TEL.0195-29-1155	新庄サービスショップ TEL.0233-22-0581		